

○ 関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和７年４月１５日

岐阜県知事 江崎 禎 英

１ 都市計画の種類及び名称

関都市計画公園

６・６・１号 中池公園

２ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市基盤整備部都市計画課